

2023年10月20日

会員に対する処分について

日本OTC医薬品協会（会長：杉本 雅史）は、会員会社に対して下記の処分を行いましたので、ご報告申し上げます。本件は、正副会長会での協議結果を踏まえ、理事会にて審議・決議されたものです。

記

会員会社：大幸薬品株式会社

処 分：文書による厳重注意

理 由：景品表示法第8条第1項の規定に違反する行為が認められた（2023年4月11日に行政処分あり）。以上は、法令遵守を求める会則第7条2項違反であり、会則第10条1項①の懲戒事由に該当するため。

以上